



処理できないごみ

◇【菊池広域連合処理施設】へ搬入を禁止する 適正処理困難ごみ

区 分	ご み 種	
①有害性のあるもの	・硫酸、硝酸等の劇薬類 ・殺虫剤、消毒剤等の農薬類 ・化学薬品類 ・その他有害性のあるもの	
②危険性のあるもの	・日本刀 ・銃弾 ・バッテリー（自動車用等） ・ガスボンベ（カセットコンロ用を除く） ・消火器（中身が入っていないものを除く） ・発煙筒及び花火（いずれも未使用のもの） ・その他危険性のあるもの	
③引火性のあるもの	・灯油 ・ガソリン ・軽油 ・混合油 ・重油 ・シンナー ・廃油 ・オイル ・その他引火性のあるもの	
④著しく悪臭を発するもの	・おむつ等の汚物 ・その他著しく悪臭を発するもの	
⑤特別管理一般廃棄物	・感染性廃棄物等	
⑥前各号に定めるもののほか 連合長が処理施設の機能に 支障があると認めるもの	ゴム等	・廃ゴムタイヤ等
	金属類	・ドラム缶（中身が入っていないものを除く） ・自動車関係部品（走行性能に係らないものを除く） ・バイク ・シニアカー ・オイルヒーター ・オイルジャッキ ・農機具類（家庭で使われたものを除く） ・エンジン（走行用以外のものを除く）
	空かん類	・有害性のあるものが入っていた空かん ・引火性のあるものが入っていた空かん ・その他、塗料等が入っていた空かん（中身が入っていないものを除く）
	木製品類	・幅1.5m長さ3.0m高さ1.0mを超える木製品 ・板の厚さが10cmを超えるもの（動物の置物、囲碁盤、将棋盤等）
	木竹片	・面の直径又は面の短辺の長さが10cmを超えるもの ・長辺の長さが3.0mを超えるもの
	動物の死がい	・実験した動物
	家屋解体及び 改造に係わる もの等	・家屋解体及び改造等に係わる廃材類 ・石膏ボード ・耐火ボード ・断熱材 ・グラスウール ・ワラ ・カワラ ・スレート ・ブロック ・基礎石 ・コンクリート ・レンガ ・セメント ・その他ガレキ類
	その他	・畑、山、庭等で生じた木の根、竹の根、ワラ等 ・砂利、土砂、石類 ・ボウリング用ボール

※令和7年4月時点（内容は変更となる場合があります）